様

大阪府知事

に係る後援名義の使用について (回答)

年 月 日付けで申請のあった標記について、下記のとおり承認します。

記

- 1 後援名義の使用承認を行う事業
 - (1) 事業名
 - (2) 実施期間 年月日~年月日
 - (3) 実施場所
- 2 後援名義使用承認の条件

後援名義の使用承認を受ける事業の内容は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 事業の目的及び内容等が、都市計画及びまちづくり行政の推進に寄与するものであること。
- (2) 主催者は、原則として公的な団体、新聞社等の報道機関、その他都市計画及びまちづくり行政 に寄与する 目的又は実績のある団体であること。ただし、政治又は宗教に関わる団体でないこと。
- (3) 事業目的が営利目的や政治的、宗教的又は反社会的なものでないこと。
- (4) 事業実施に際して、金品の寄附、援助、事業参加等の強要のおそれがないこと。
- (5) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (6) 申請者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) 及び暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)でないこと。
- (7) その他、後援名義の使用承認を行うことが、不適当と認められるものがないこと。

事業終了後1か月以内に、実施に際して配布し、又は、提示した要項、プログラム、ポスター等 を添えて、その結果について実施報告書を提出すること。

なお、事業の状況について、担当職員が実地に調査することがあります。

連絡先(担当)大阪都市計画局 〇〇室
○○課 ○○グループ ○○ ○○
電 話:
FAX:
Eメール: